

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
建設業の許可の取消し(二七八・建設管理課)	1
道路区域の変更(二七九・道路課)	1
道路区域の変更及び供用開始(二八〇、二八一・道路課)	2
公告	
土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	3
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	3
土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)	3
人事委員会公告	
平成十九年度秋田県職員採用試験公告	4

告示

○漁船損害等保障法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(二七七・水産漁港課)……………1

建設業の許可の取消し(二七八・建設管理課)	1
道路区域の変更(二七九・道路課)	1
道路区域の変更及び供用開始(二八〇、二八一・道路課)	2
公告	
土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	3
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	3
土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)	3
人事委員会公告	
平成十九年度秋田県職員採用試験公告	4

○平成十九年度警察官採用試験公告……………4

告示

秋田県告示第二百七十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

秋田県知事 寺田典城

届出	加入区	事項	縦覧期間	縦覧場所
秋田市飯島緑丘町二番二十二号 秋田市土崎港北七丁目一番八号	秋田市北	漁船損害等補償法第十三条第一項の申出を漁業協同組合の名称とする	平成十九年五月十五日から同月二十九日まで	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合
男鹿市北浦北浦字北浦七十二番地の一 男鹿市北浦北浦字忍田八十六番地	北浦港	秋田県漁業協同組合	平成十九年五月十五日から同月二十九日まで	男鹿市北浦北浦字忍田百五番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所

秋田県告示第二百七十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日
平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社鷹石田グループ
大館市池内字上野百七十七番地五十七
代表取締役 石田 紀子
秋田県知事許可(般一四)二〇一五四

三 処分の内容
建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実
有限会社鷹石田グループ及び同社取締役が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反により、それぞれ罰金四十万円、懲役十月(執行猶予

三年)の判決を受け、当該判決が確定した。このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

秋田県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年五月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新	旧	百五号	B	仙北市西木町西明寺字梨木台五二七番五地先から字松木台四五番五地先まで	七・〇〇〇〃一八・〇〇〇	一・二八〇
				A	仙北市西木町西明寺字梨木台五二七番五地先から字松木台四五番五地先まで	七・〇〇〇〃一八・〇〇〇	一・二八〇
					仙北市西木町西明寺字梨木台五二七番五から字松木台四五番五まで	一一・〇〇〇〃四八・〇〇〇	一・二六八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年五月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年五月十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類	路 線 名	区 間
男鹿半島線			男鹿市船川港比詰字羽立六五番二地先から脇本脇本字稲荷下二十番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年五月十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年五月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	旧	南由利原鮎川線	"	由利本荘市西沢字前田五一番一六地先	六・四〇〇〃二三・〇〇〇	〇・〇八二
					由利本荘市西沢字前田五一番二地先から五〇番地先まで	六・四〇〇〃二九・〇〇〇	〇・〇八二
県 道	新	旧	南由利原鮎川線	"	由利本荘市西沢字前田五一番二地先から五〇番地先まで	五・五〇〇〃九・四〇〇	〇・〇七五
					由利本荘市西沢字前田五〇番二地先	八・〇〇〇〃二三・四〇〇	〇・〇七五
県 道	新	旧	南由利原鮎川線	"	由利本荘市西沢字前田五〇番二地先	七・〇〇〇〃一八・〇〇〇	〇・〇六〇
					由利本荘市西沢字前田五〇番二地先	六・〇〇〇〃八・〇〇〇	〇・〇六〇

二 供用開始の期日 平成十九年五月十五日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

所及び期間

公 告

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年五月十五日から同月二十八日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二
 第一項の規定により、北秋田市から土地改良事業に係る工事が次
 のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基
 づき、公告する。

平成十九年五月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 完了年月日 平成十六年九月三十日
 (二) 完了年月日 平成十八年二月二十八日

(一) 事業名 土地改良事業(根小屋地区基盤整備促進事業
 (農道整備))
 (二) 事業名 土地改良事業(阿仁地区中山間地域総合整備
 事業(ほ場整備・用水路整備))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、山本郡二ツ井町切石土地改良区から次のとおり
 役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に
 基づき、公告する。

平成十九年五月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町切石字大倉七十七番地 石山 金由
 " " " " 字山根百四十二番地 工藤 衛
 " " " " 百十七番地 桜田 善一
 " " " " 字大倉八十八番地二 桜田 善仁
 " " " " 字山根二十二番地 桜田 和浩
 " " " " 九十九番地 佐藤 忠敏

二 就任理事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町切石字大倉七十七番地 石山 金由
 " " " " 字山根百四十二番地 工藤 衛
 " " " " 百十七番地 桜田 善一
 " " " " 字大倉八十八番地二 桜田 善仁
 " " " " 字山根二十二番地 桜田 和浩
 " " " " 九十九番地 佐藤 忠敏

三 退任監事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町切石字山根百八十二番地 桜田 久夫
 " " " " 字大倉五十六番地三 桜田 博道

四 能代市二ツ井町切石字山根百十九番地 森田 茂鑑
 就任監事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町切石字山根百八十二番地 桜田 久夫
 " " " " 百十九番地 森田 茂鑑
 " " " " 百十六番地 佐藤 重彦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員の退任及び
 就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す
 る。

平成十九年五月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名
 潟上市昭和大久保字波田十 鎌田 良雄
 " " " " 字北野蓮沼前山四十六―十二 菅原 倉美
 " " " " 字後谷地十一―三 菅原 金治
 秋田市金足清水水字大清水台六十五 渡辺 一作
 潟上市昭和大久保字堤の上百三十 島山 三男
 " " " " 字北野白洲野十九―二 菅原 輝史
 " " " " 字町後七十七内一 進藤 金悦
 " " " " 昭和豊川岡井戸字前田十三 遠藤 勇一
 " " " " 昭和豊川上虻川字新所百十九―一 南都 武男
 " " " " 字仁山五十九 川上 勝夫

二 就任理事の住所及び氏名
 潟上市昭和大久保字波田十 鎌田 良雄
 " " " " 字北野蓮沼前山四十六―十二 菅原 倉美
 " " " " 字後谷地十一―三 菅原 金治
 秋田市金足清水水字大清水台六十五 渡辺 一作
 潟上市昭和大久保字堤の上百三十 島山 末蔵
 " " " " 字北野大崎道添百三十一―一 菅原 寅夫
 " " " " 字町後七十七内一 進藤 金悦
 " " " " 昭和豊川岡井戸字前田十三 遠藤 勇一
 " " " " 昭和豊川上虻川字新所百十九―一 南都 武男
 " " " " 字仁山五十九 川上 勝夫

三 退任監事の住所及び氏名
 潟上市昭和大久保字北野大崎道添二十七―四 菅原 道盛
 " " " " 字北野白洲野二十一 菅原 八男
 就任監事の住所及び氏名
 昭和豊川竜毛字轄田一 澤井 準

潟上市昭和大久保字北野大崎道添二十七―四 菅原 道盛
 " " " " 字町後八十二―五 島山 隆志
 " " " " 昭和豊川山田字家の上十五―一 金子 直憲

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項
 の規定により、大仙市横堀土地改良区から申請があった定款変更
 について、平成十九年五月八日認可したので、同条第三項の規定
 に基づき、公告する。

平成十九年五月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 大仙市
 (一) 完了年月日 平成十八年二月二十日
 (二) 事業名 土地改良事業(下ノ沢地区基盤整備促進事業)

二 美郷町
 (一) 完了年月日 平成十六年十二月二十一日
 (二) 事業名 土地改良事業(天神堂地区基盤整備促進事業)

平成十九年五月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 完了年月日 平成十七年十二月九日
 (二) 事業名 土地改良事業(古館南地区基盤整備促進事業)

(一) 完了年月日 平成十六年三月十日
 (二) 事業名 土地改良事業(千屋地区農村振興総合整備統合
 補助事業)

(四) 完了年月日 平成十八年三月二十二日
 (二) 事業名 土地改良事業(千屋地区農村振興総合整備統合
 補助事業)

(五) 完了年月日 平成十八年三月二十日
 (二) 事業名 土地改良事業(四ツ屋地区県単小規模土地改良
 事業)

三 美郷町千畑土地改良区
 (一) 完了年月日 平成十六年十二月二十日
 (二) 事業名 土地改良事業(下鶴ヶ沢地区県単小規模土地改
 良事業)

(一) 完了年月日 平成十七年十二月二十日
 (二) 事業名 土地改良事業(安城寺地区基盤整備促進事業)

人事委員会公告

平成19年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成19年5月15日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政A	5	知事部局又は教育庁の課又は地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	2	
心理判定	2	
薬剤師	5	
化学	2	
農学(一般)	2	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
水産	1	
総合土木	4	
建築	1	
警察事務	8	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

- 3 給与
初任給は平成19年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表(㉔)2級1号給(月額176,100円)、その他の職種は行政職給料表1級25号給(月額170,200円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。
- 4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政A、行政B、心理判定、化学、農学(一般)、水産、総合土木、建築、警察事務

次のア、イのいずれかかの要件を満たす者が受験できる。

- ア 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

- イ 昭和61年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したものの若しくは平成20年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

- (2) 薬剤師

(1)のア又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有する者又は平成19年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みの者が受験できる。

- 5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験

- ア 実施日
平成19年6月24日(日)
- イ 場所
ノースアジア大学 秋田市下北手桜守沢46番地の1 都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

- ウ 方法
大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Iを行う。ただし、「薬剤師」は、専門試験を行わず、「行政B」は、専門試験に代えて論文試験IIを行う。ある一定レベル以上の英語資格を有する受験者に対し加

- エ 合格者の発表
平成19年6月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- フ 実施日(予定)
平成19年7月18日(水)及び
平成19年7月下旬から8月上旬
- ク 場所 秋田市
- ク 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表
平成19年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 6 採用の方法及び予定時期

- (1) 方法
最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成19年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

- (2) 予定時期
平成20年4月以降

- 7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

- (3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成19年5月15日(火)から同年5月30日(水)まで、電子申請・届出サービスを通じて行う申請の場合は、同年5月15日(火)から同年5月23日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

- なお、郵送による申込みは、平成19年5月30日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

- 8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田山市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成19年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成19年5月15日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官AⅠ 警察官A(語学・北京語) 警察官A(語学・ロシア語) 女性警察官A	秋田県人事委員会
警察官AⅡ	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)		
		秋田県	千葉県	神奈川県 警視庁
警察官AⅠ		20		
警察官AⅡ	大学	46	3	3
警察官A (語学・北京語)	卒業	1		
警察官A (語学・ロシア語)	程度	1		
女性警察官A		4		

※ 警察官AⅡの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。
3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成19年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	195,000円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官AⅠ	秋田県	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	了 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年9月30日までに卒業する見込みの者が人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有する者と認める者
警察官AⅡ	秋田県	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性	ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者

た男性

神奈川県	昭和52年4月2日以降に生まれた男性
警視庁	昭和52年7月9日から昭和61年4月1日までに生まれた男性

又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者
エ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有する者と認める者

警察官A(語学・北京語) 警察官A(語学・ロシア語)	秋田県	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性
女性警察官A	秋田県	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場所	試験の方法
平成19年7月7日(土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台9-2)	体力検査
平成19年7月8日(日)	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜字守沢46-1)	大学卒業程度の学力を問う教養試験、論文試験及び専門試験(専門試験について、警察官A

(語学)のみ

イ 合格者の発表

- (ワ) 警察官A I、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
平成19年7月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (エ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合
平成19年9月上旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- (2) 第2次試験
ア 実施日
(ワ) 警察官A I、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
平成19年8月上旬から中旬
(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合
平成19年9月下旬
イ 場所
秋田市
ウ 方法
(ワ) 警察官A I、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査及び会話能力試験(会話能力試験については警察官A (語学)のみ)を行う。
(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
(イ) 警察官A I、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
平成19年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合

平成19年11月下旬から12月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法
最終合格者は、秋田県警察官A I、警察官A II、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

なお、警察官A Iで平成19年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官A II、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)及び女性警察官Aで平成20年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期
警察官A I
平成19年10月1日
警察官A II、警察官A (語学・北京語)、警察官A (語学・ロシア語)及び女性警察官A
平成20年4月1日

7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。
 - (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参、又は警察本部警務課に郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出すること。
 - (3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成19年5月15日(火)から同年6月1日(金)まで、電子申請・届出サービスを通じて行う申請の場合は、同年5月15日(火)から同年5月25日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。
- なお、郵送による申込みは、平成19年6月1日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。
- 8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一線一甲

編集長 柴 田 一 氏 三 千 七 百 七 十 五 号 (保 文)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 863-8766 FAX 863-0005
Email: matsubarata@matsubaratainsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

